

税負担の公平性を目指して

見過ごしません！市税の滞納

◆市税の納め忘れは ありませんか？

市税は、納期限内に納めていただくことが大原則です。ほとんどの方からは、納期限内にきちんと納めていただいています。が、残念ながら市税を未納にされている方が少なからずいらっしゃるのが現状です。

市税を納めない方がいると、納期限を守って納税されている方との公平性を欠くばかりか、市の健全な財政運営にも支障をきたします。

市税の未納がある方は、お早めに納付くださいますようお願いいたします。

◆納税が困難な方は 納税相談を！

病気や失業など、やむを得ない事情があつて市税の納付が困難な場合は、徴収の一時猶予や、分割による納付が可能です。

ただし、納税相談を行い、生活状況などを聴取させていただくことが前提となります。

また、完納に至るまでに延滞金が増加されることはご了承ください。

◆税金の未納（滞納）が あるとこんな 不利益が・・・

- 納期限を過ぎて納付した場合は、延滞金がかかります。
- チャイルドシート購入費や生ごみ処理容器購入費などの一部の市の補助金を受けられなくなります。
- 自治金融、振興金融の融資が受けられなくなります。
- 国民健康保険税を滞納している場合、保険証の有効期限が短くなり（1年↓6カ月↓3カ月）、最終的には保険証の交付を中止し、資格証明書に切り替えます。資格証明書に切り替わると、医療機関窓口でかかった医療費の全額を、いったん負担しなければならなくなります。
- 督促や催告に応じていただけない場合、滞納処分（差押え）の対象となります。

◆滞納処分（差押え）とは

納期限までに納付されない場合、まず電話や文書で催告をします。催告後もご相談のないまま滞納を続けている場合や、分割納付の約束をしたにもかかわらず約束が守られない場合、債権（預貯金・給与）や不動産（土地建物）を差し押さえます。

差押えは、滞納の金額の大小にかかわらず実施します。

収納対策室では、本年度についても滞納処分を積極的に継続・強化していきます。

◎おわびと訂正

3月号広報で全期用納付書の説明に誤りがありました。おわびして次のとおり訂正します。

●本年度より市税（軽自動車税を除く）の全期用納付書は廃止されました。一度に年度分を窓口で納める場合は、期別ごとの納付書をまとめてご使用ください。

【税務署からのお知らせ】

納税者の皆さまからの電話での国税に関するご質問・ご相談は、国税局「電話相談センター」でお受けしています。

これに伴い、税務署の代表電話が自動音声案内に変わっています。

具体的な操作については、音声案内にしたがってください。また、税務署での面接相談は「事前予約制」となっています。（※予約の際は名前・住所・ご相談内容などを伺います。）なお、税金の納付相談や確定申告期に申告書作成会場へ行く場合は、事前予約は必要ありません。

問 土浦税務署 ☎029-822-1100

【土浦県税事務所からのお知らせ】

・・・「自動車税の納税は6月1日（月）までに」・・・

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（自動車検査証の登録名義人）の方に課税されます。納税通知書が届いたら、納期限の6月1日(月)までにお近くの金融機関・郵便局・コンビニエンスストアまたは県税事務所の窓口で納付してください。（自動車税の納付場所は、自動車税納税通知書の裏面に記載されています。）

問 茨城県土浦県税事務所 収税第2課 ☎029-822-7208

＜平成20年度差押え実績＞

差 押 物 件	件 数
不 動 産	61
給 与	43
年 金	14
預 貯 金	432
生 命 保 険	38
出 資 金	10
国 税 還 付 金	132
自 動 車 税 還 付 金	23
自 動 車 登 録	23
計	776

問 伊奈庁舎税務課 収納対策室

☎58-2111

（内線1141～1144）